

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 動物の飼養等（第7条—第17条）
- 第3章 特定動物の飼養等（第18条・第19条）
- 第4章 雜則（第20条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物であって、哺乳類、鳥類又は虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 施設 動物の飼養等をするための建物その他の工作物をいう。
- (4) 係留 動物を、人の生命、身体若しくは財産に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に丈夫な綱、鎖等でつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障の防止のため、動物の愛護及び管理に関する施策を実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなけ

ればならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第5条 飼い主になろうとする者（犬猫等販売業者（法第14条第3項に規定する犬猫等販売業者をいう。）を除く。）は、動物の飼養等に先立ち、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、飼養等をする生活環境等に適した動物であって、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）ができるものを選ぶよう努めなければならない。この場合において、住宅環境及び家族構成の変化、飼養等をしようとする動物の寿命等を考慮するものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

2 飼い主は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養等をすることが困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、終生飼養をするよう努めるとともに、やむを得ず飼養等をすることができなくなった場合には、適正に飼養等をすることができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

第2章 動物の飼養等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主（特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の飼い主を除く。）は、その飼養等をする動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌及び給水をすること。
- (2) 飼養等をする動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養等が可能な数とすること。
- (3) 適正に飼養等ができる施設を設けること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておくこと。
- (5) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (6) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (7) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (8) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。
- (9) 地震等の災害が発生した場合に適正な飼養等を行うため、飼料及び管理に必要なものを備えておくこと。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする犬（以下「飼い犬」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体及び財産に危害を加えることがないよう適正なしつけをすること。
- (2) 動物の種類、発育状況等に応じた適正な運動をさせること。
- (3) 飼い犬を施設の敷地外に連れ出すときは、当該飼い犬の排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めるとともに、犬のふん等を処理するための用具を携行して排せつしたふん尿を直ちに除去することその他の適切な処理を行うこと。
- (4) 訓練させ、移動させ、又は運動させるときは、これを制御することができる者に行わせること。
- (5) 飼い犬がみだりに繁殖して適正な飼養等をすることが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。
- (6) 他人の見やすい場所に飼い犬の飼養等をしている旨の表示をすること。

（飼い犬の係留）

第9条 犬の飼い主は、飼い犬を係留しておかなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）をその目的のため使用する場合
- (2) 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

（飼い犬の加害の届出）

第10条 飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該飼い犬の飼い主は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、必要な指示を与えることができる。

2 飼い犬が人又は他の動物（哺乳類に限る。）をかんだときは、当該飼い犬の飼い主は、狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該飼い犬を獣医師に検診させなければならない。

（飼い犬による被害の届出）

第11条 人の生命、身体又は財産が飼い犬に危害を加えられたときは、その被害者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るよう努めなければならない。

（加害飼い犬の飼い主に対する措置命令）

第12条 市長は、人の生命、身体又は財産に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、危害防止のために必要な措置を命じるものとする。

(猫の飼い主の遵守事項)

第13条 猫の飼い主は、第7条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする猫（以下「飼い猫」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排せつのしつけを行う等周辺の生活環境に配慮した適正な飼養等を行うことにより人に迷惑をかけないよう努めること。
- (2) 飼い猫の健康及び安全を保持する観点から、屋内での飼養等に努めること。
- (3) 飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養等をすることが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項)

第14条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺の生活環境を保全し、及び当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、近隣住民その他のその行為の影響が及ぶ者の理解を得られるよう努めなければならない。

(犬及び猫の譲渡)

第15条 市長は、法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫について、同条第4項の規定による譲渡しをするときは、その飼養等を希望し、かつ、これを適正に飼養等をすると認められる者に譲渡しをするよう努めるものとする。

(負傷した犬、猫等の治療等)

第16条 市長は、法第36条第2項の規定により、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第17条 犬又は猫の飼い主（第1種動物取扱業者（法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者をいう。）、第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）その他規則で定める者を除く。附則第3項において同じ。）は、同一敷地内にある施設において当該飼い犬及び飼い猫（いずれも生後90日以内のものを除く。第3項及び附則第3項において同じ。）の数を合計した数が規則で定める数以上となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、当該敷地ごとに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項（規則で定める事項に限る。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨及び当該変更があった事項を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い

猫の数を合計した数が同項の規則で定める数未満となったときは、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 特定動物の飼養等

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第18条 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌及び給水すること。
 - (2) 汚物及び汚水を適正に処理し、特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。）の内外を常に清潔にしておくこと。
 - (3) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
 - (4) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
 - (5) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
 - (6) 逸走した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備してておくこと。
 - (7) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。
 - (8) 地震等の災害が発生した場合に適正な飼養等を行うため、飼料及び管理に必要なものを備えておくこと。
- 2 特定動物の飼い主は、地震等の災害が発生したときは、直ちに、当該特定動物の逸走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。
- 3 特定動物の飼い主は、当該特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を市長及び管轄警察署に通報しなければならない。
- 4 特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該特定動物の飼い主は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定動物の飼い主に対する措置命令)

第19条 市長は、特定動物の飼い主が前条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、当該特定動物の殺処分その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を命じることができる。

第4章 雜則

(立入調査等)

第20条 市長は、特定動物の管理について必要があると認めるときは、特定動物の飼い

主その他の関係者に報告を求め、又はその職員をして、当該特定動物の飼い主その他の者の土地その他関係のある場所に立ち入って調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

- 2 市長は、動物（特定動物を除く。以下この項において同じ。）の管理について必要があると認めるときは、その職員をして、動物の飼養等をする場所に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（動物愛護管理員の設置）

第21条 法第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第19条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第20条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第3項の規定による通報をしなかった者
- (2) 第18条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条又は第10条第1項前段の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者
- (3) 第20条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第17条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は、同年10月1日から施行する。
(浜松市動物の愛護及び管理に関する条例及び浜松市飼い犬条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）
 - (2) 浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号）

(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫の数を合計した数が第17条第1項に規定する規則で定める数以上である飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とする。
- 4 令和6年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは、「前条第1項（第8号を除く。）」とする。
- 5 令和6年9月30日までの間における第28条の規定の適用については、同条中「前5条」とあるのは、「第23条から第26条まで」とする。
- 6 この条例の施行前に特定動物の飼い主が附則第2項（第2号を除く。）の規定による廃止前の浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「旧動物愛護条例」という。）第3条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合における特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置については、旧動物愛護条例第4条の規定の例による。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧動物愛護条例第4条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めについては、なおその効力を有する。
- 8 この条例の施行前に人・家畜・農作物等に被害を加えた犬の飼い主に対する当該飼い犬の処分又は飼い犬の性癖の矯正若しくは危害防止のために必要な処置については、附則第2項（第1号を除く。）の規定による廃止前の浜松市飼い犬条例（以下「旧飼い犬条例」という。）第7条の規定の例による。
- 9 この条例の施行の際現にされている旧飼い犬条例第7条の規定による命令については、なおその効力を有する。

10 附則第6項の規定により旧動物愛護条例第4条の規定の例によることとされる場合における同条の規定による命令に違反する行為、附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めに違反する行為、附則第8項の規定により旧飼い犬条例第7条の規定の例によることとされる場合における同条の規定による処置命令に違反する行為並びに前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同条の規定による処置命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この条例（附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。